

大気汚染常時監視測定局適正配置の検討についての事前報告

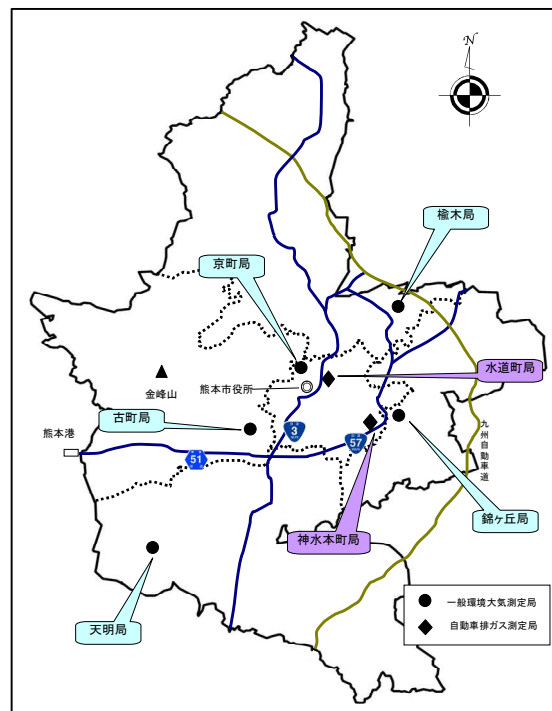
環境政策課

1 大気汚染常時監視測定局の設置の根拠及び、適正配置の実施の根拠

大気汚染常時監視測定局は、大気汚染防止法第22条（常時監視）に基づき、大気汚染の状況を的確に把握・監視し、市民への適切な情報提供のために設置されている。（図－1）

測定局の具体的な設置の方法については、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準」（以下、「事務処理基準」という）に定められている。

事務処理基準では、「人口、環境濃度レベルの変化等により、全国的な視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化により、地域的視点から必要な算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定局の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。」となっている。



図－1 測定局の配置図

2 現状の課題

(1) 事務処理基準に関すること

平成18年6月に熊本市で光化学スモッグ注意報が発令したことと、平成20年の富合町、平成22年の城南町、植木町との合併に伴い、人口と市域が拡大したことで、事務処理基準上の測定局の数と実際の測定局の数との開きが大きくなっている。（表－1）

表－1 事務処理基準に基づく測定局数の推移

	測定局数 (H24.4.1 現在)	事務処理基準に基づく測定局の数		
		H17年度まで	H18～21年度	H22年度～
二酸化硫黄	6	5	5	5 (3)
一酸化炭素	1	2	2	2
浮遊粒子状物質	7	9	9	10
光化学オキシダント	5	6	9	10
二酸化窒素	7	9	9	10
非メタン炭化水素	2	5	5	5
備考		光化学スモッグ 注意報発令前	光化学スモッグ 注意報発令 (H18)	3町合併後

※ 二酸化硫黄は、濃度換算だけだと3局に減るが、発生源の測定の継続性を考慮し5局を維持。

(2) 光化学スモッグ注意報発令に関すること

光化学スモッグ注意報の発令権限は県にあるが、発令地域は本市の場合、3つの地域に分かれており、以下の問題点があげられる。（図－2）

ア) 同一区で、2つの発令地域に分割
 北区は、植木町と旧熊本市で、南区は、城南町と旧熊本市で発令地域が分かれており、市民にとってわかりにくい。

イ) 熊本市地域に人口の9割以上が集中
 熊本市地域は、5局ある一般環境測定局のうち1局でも発令基準に達すれば、全域に光化学スモッグ注意報を発令することになっており市民生活への影響が大きい。



図一2 光化学スモッグ注意報発令地域

ウ) 地形的な問題

平成22年度に環境総合センターがまとめた「熊本市の合併に伴う一般局設置に関する検討」によると、大陸からの越境汚染と山間部（金峰山～金比羅山）による気流の乱れが報告されている。北区植木町の測定は、玉名の有明保健所測定局で行っているが、環境総合センターの報告書を考慮すると、有明保健所測定局では北区植木町は十分把握できていない可能性がある。

3 まとめ

事務処理基準上では、測定局の数を増やす必要があるが、当該事務処理基準では地域の特性等も十分に考慮した対応も可能であることから、**既存の測定局を利用し、移設を含めた配置の検討を行い、最小の測定局数で最大の効果を挙げる必要がある。**

そのためには、本市で蓄積している莫大なデータや気温・風向・風速などの気象状態の解析、工場等からの固定発生源や自動車等の移動発生源の汚染の推計などを踏まえ、大気拡散シミュレーションなど、豊富な経験と専門業者のノウハウが必要である。

また、解析を行ったデータに関する妥当性を判断し、適正な配置を決定するために、「熊本市大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会」を設置し各分野の専門家による検討を行う。

「熊本市大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会」
 熊本市付属機関設置条例（平成19年条例第2号）に基づき設置

「検討委員」

- ・学識経験者 2名
- ・大気汚染又は気象に関する専門的な知識を有するもの 3名
- ・その他、市長が特に認めるもの

4 今年度のスケジュール

平成25年4月25日	「大気汚染常時監視測定局適正配置検討業務委託」入札日
平成25年5月8日	「平成25年度第1回熊本市環境審議会」への事前報告
5月	「第1回大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会」 ・検討方針の説明
8月	「第2回大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会」 ・適正配置（案）の検討
10月	「第3回大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会」 ・適正配置（案）の検討 ・測定局再配置計画（案）の策定
11月	測定局再配置計画（案）に基づく予算要求
12月	「第4回大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会」
平成26年2月	環境審議会への報告・承認
平成26年度以降	測定局再配置計画（案）に基づく測定局の再編成 県と協議の上、光化学スモッグ注意報発令地域の見直し